

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

南あわじ市長 守本 憲弘

市町村名 (市町村コード)	南あわじ市 (28224)
地域名 (地域内農業集落名)	志知中島上 (志知中島上)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月24日 (第1回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、水稲と露地野菜の複合経営が中心である。集落としての規模が小さく担い手も少なく、圃場整備もできていないことから、5から10年後には耕作放棄地が増加すると予想される。農地の面積も個人1町が小さくて農道も狭いので大型機械の搬入も容易でないことから法人等の呼び込みも難しいのが現状である。一方で10年後、大規模な圃場整備事業を計画しており今後に期待を寄せている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲、たまねぎを主に作付けしているが、水稲関係の機械が壊れた段階で水稲の作付けをしない農家が増えている。
当地域では水稲作付面積の平均が50a程度と小さく、個々で機械投資をしても所得向上は見込めないことから、共同機械利用や地域内でスマート農業の技術を活用し省力化と低コスト化を進めていく。
たまねぎについても高齢化等が要因で労働不足が懸念されていることから機械導入による省力化が必要となっているため、集落で大型機械を所有している法人に作業委託する体制を構築させていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	23.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地とする。(区域は添付の図面のとおり)

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針
大規模なほ場整備事業の推進により、当該事業実施後に集積・集団化を進めていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
利用権設定されている農地の期間満了後に農地中間管理機構に付け替える。
(3) 基盤整備事業への取組方針
現在、他地域とも含めてほ場整備事業を検討中。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域については、専業農家が少なく兼業農家が多い。法人が担いきれない農地もあることから、たまねぎの栽培を希望するサラリーマンがいれば、積極的に地域営農に組み込んでいく。また、機械の共同化を進め、集落営農組織の法人化の気運が高まれば、進めていく。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
土地利用型の担い手が増えてくれば、地域内の水稲作は全てそれら担い手に作業委託を行い、露地野菜の担い手は野菜作に集中する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②ドローンによる防除、施肥を行うことで減農薬・減肥料の取り組みを進めていく。
- ③ドローンや自動操舵トラクターの導入により労働時間の短縮を図っていく。